資料１－２

少額輸入貨物に係る簡易税率の状況

令和８年６月２３日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

少額輸入貨物に係る簡易税率について

○ **課税価格の合計額が20万円以下**の輸入貨物においては、輸入者が希望しない場合を除き、一般の関税率とは別に定められた**簡易税率**が原則適用される。簡易税率の場合、数千の品目に代わって、品目を大別した７つの税率区分から該当する区分を特定することとなる（平成５（1993）年に導入）。

○ ニット製衣類、革製品等の22項目は、国内産業に対する影響等を考慮し、簡易税率の適用から除外（**適用除外品目**）。

簡易税率の税率区分

番号	税率	具体的な品目例
1	（従量税）	アルコール飲料
	70円／L	(1)ワイン
	20円／L	(2)焼酎
	30円／L	(3)清酒
2	20%	トマトケチャップ、アイスクリーム、毛皮製衣類
3	15%	コーヒー・茶、毛皮
4	10%	野菜・果物、肉・魚等の調製品、絹織物、衣類（ニット製のものを除く）
5	３%	プラスチック製品、ガラス製品、銅・アルミ製品、家具、玩具
6	無税	紙製品、陶磁製品、鉄鋼製品
7	５%	紅茶、香辛料、木製品、綿織物、帽子、眼鏡

簡易税率の適用除外品目

ミルク、クリーム/豆類/穀物/穀粉/落花生、こんにゃく芋/豚肉・牛肉の調製品/ココア調製品/穀物・ミルクの調製品/一部の海藻製品/調製食料品/たばこ/精製塩/石油/メントール/　原皮（毛皮を除く。）・革/革製品/繭・生糸/ニット製衣類/履物/身辺用模造細貨類（卑金属製以外）/革製の携帯用時計バンド/革製の腰掛けの部分品

（参考）適用税率決定の流れ

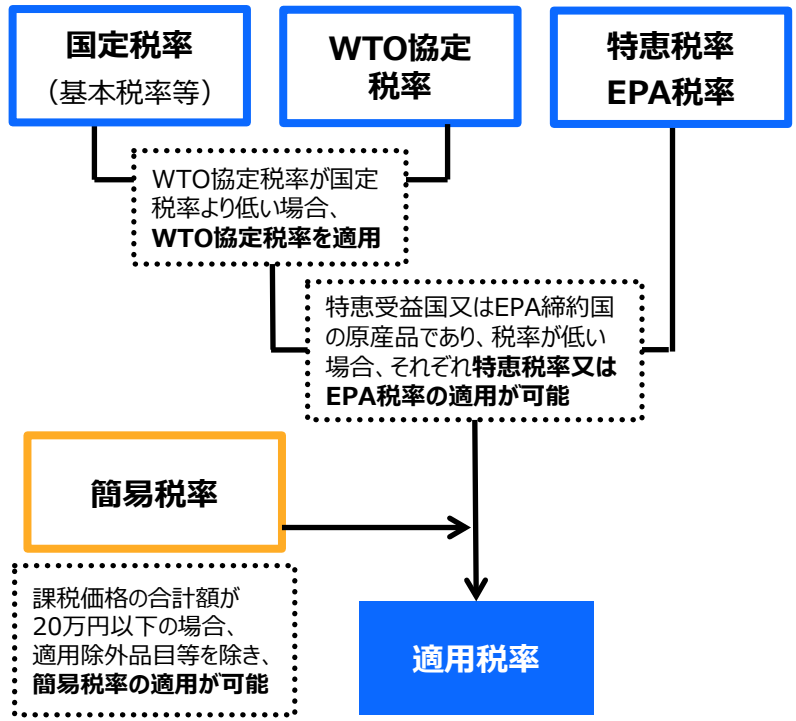

少額輸入貨物に係る簡易税率の経緯

制度導入 -平成５（1993）年-

○ 当時、外国郵便物やSP貨物の輸入が急増していたが、関税額が少ないにもかかわらず、課税事務や納税事務の負担、通関のための手間が大きなものとなっていた。また、これらの貨物を利用して麻薬、けん銃等の社会悪物品が持ち込まれる例が増加。

➢ 貿易円滑化を図るとともに、社会悪物品の水際取締りを強化するため、**少額輸入貨物に係る簡易税率制度を創設**。

- 課税価格の合計額が10 万円以下の輸入貨物を対象に、３％、５％、10%、15%、20%、従量税（7種類）の６区分の簡易税率を設定（原則として品目分類における類毎に関税有税品の一般の関税負担率を踏まえ設定）。
- 関税無税品、犯罪に係る貨物及び国内産業に対する影響等を考慮しニット製衣類、革製品等は簡易税率の適用から除外。
- 簡易税率がガット譲許税率を上回る品目については、ガット違反となることから、輸入者が一般の関税率の適用を選択できることとした。

税率水準の見直し -平成14（2002）年-

○ 平成７（1995）年1月以降ウルグアイ・ラウンド合意の実施等により、一般の関税率の水準が大幅に低下したことで、一般の関税率が簡易税率を下回る品目が多くなったことにより、簡易税率の利用率が低下。

➢ 簡易税率制度の適用機会を増やすこと等により貿易円滑化を図るため、**簡易税率が一般の関税率の水準並みになるよう、簡易税率を引き下げ**。

- 無税（新設）、３％、５％、10%、15%、20%、従量税（3種類）の７区分の簡易税率を設定。

適用対象額の拡大 -平成26（2014）年-

○ 簡易税率制度導入後、SP貨物や外国郵便物の輸入が大幅に増加し、簡易税率の対象となっていない課税価格の合計額が10万円超20万円以下の貨物の件数も増加。

➢ 一層の貿易円滑化を進めるため、**適用対象額を課税価格の合計額10 万円以下から20 万円以下まで拡大**。

※当時の関税率審議会調査部会及び関税・外国為替等審議会関税分科会資料等を元に作成。

少額輸入貨物に係る簡易税率の適用状況（令和６(2024)年度）

○ 令和６（2024）年度における課税価格の合計額が１万円超20万円以下の輸入貨物の輸入申告のうち、**簡易税率が適用された申告の割合は1%に満たない**一方、**EPA税率の適用率が全体の６割超**。また、同輸入申告に占める**簡易税率の適用除外品目**（ニット製衣類等）**の申告は３割超**。

○ 加えて、簡易税率不適用の輸入申告の約９割は**実際に適用された税率（適用税率）が簡易税率より低かった。**

（参考）平成14（2002）年のシンガポールを皮切りとして、現在、日本は20のEPA（経済連携協定）等が発効済。

課税価格１万円超20万円以下の申告における税率適用状況

※財務省関税局保有の輸入申告（申告納税）データのうち、令和６（2024）年度における課税価格が10,001円から200,000円の申告を品目毎に集計。一申告において、複数の品目を一品目にまとめた申告（少額合算貨物）等は集計から除外。簡易税率の比較は、適用税率が従量税のものは従価税に換算したうえで比較し、簡易税率（従量税）のものは集計から除外。

税率別適用割合

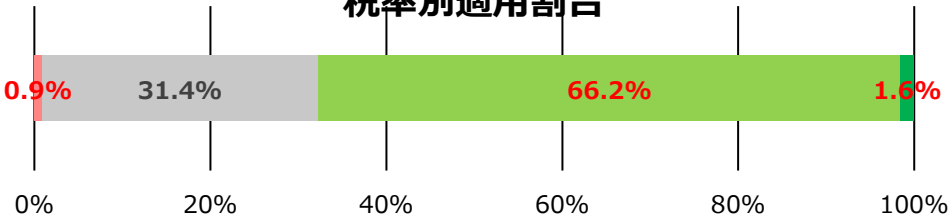

簡易税率適用可否別の申告割合

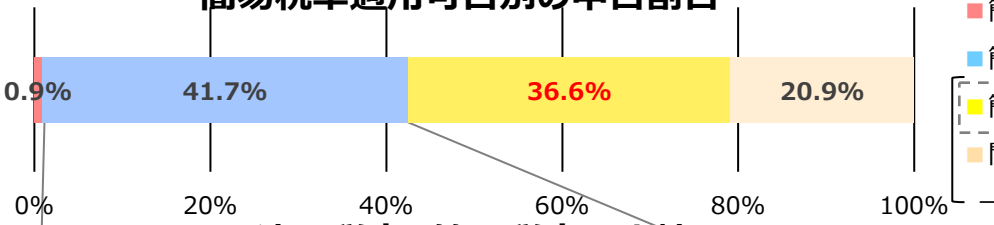

適用税率と簡易税率の比較

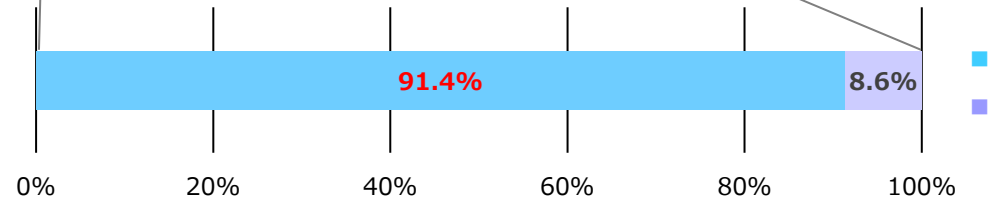

EPA税率が適用された輸入額

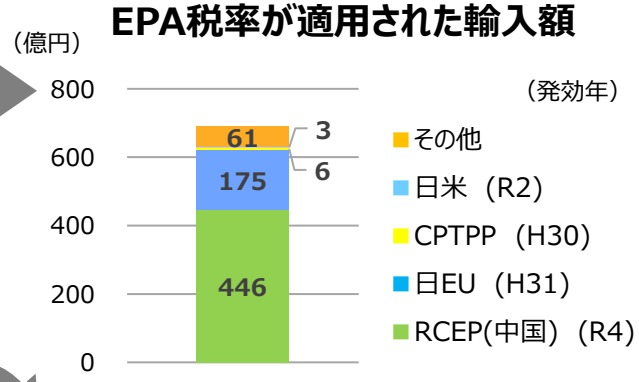

主な適用除外品目	申告数（千件）
ニット製衣類	8,901
革製品	2,047
履物	1,845
身辺用模造細貨類	469
調製食料品	133

少額輸入貨物に係る簡易税率の見直しの方向性

○　通関業者や税関の事務負担を軽減し、貿易の円滑化と適正かつ公平な関税等の徴収の両立を実現する観点から、**現在のEPA税率等を踏まえた税率の水準の見直し**や国内産業に対する影響を踏まえた**適用除外品目の見直し**について、関係者と調整していく。

○　越境ECの拡大に伴い増大したBtoC による貨物を念頭に置いた関税制度について、諸外国の動向等も踏まえ、関税の少額免税制度の見直しや関税率の仕組み等、課税制度全体を俯瞰して検討を行う。

（参考）関税・外国為替等審議会答申（令和７年12月19日）

Ⅲ．引き続き検討すべき事項

「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ中間とりまとめ」に指摘されているように、少額輸入貨物に関連する課税制度全体の見直しは、通関業者や税関の負担を減らすことにつながり、「貿易の円滑化」と「適正かつ公平な関税等の徴収」の両立を実現する観点から、極めて重要である。

消費税の少額免税制度、関税の少額免税制度、課税価格決定の特例、少額輸入貨物に係る簡易税率といった少額輸入貨物に関連する課税制度のうち、消費税の少額免税制度は見直しを行うこととされており、課税価格決定の特例については本答申で廃止することが適当であるとしている。通関実務への影響は相互に関連することから、残る検討課題である関税の少額免税制度や少額輸入貨物に係る簡易税率については、個別の制度のみならず、課税制度全体の俯瞰した検討を行うことが適当である。

まず、少額輸入貨物に係る簡易税率については、

・　現行の税率水準を定めた平成 14年度改正以降、数多くのＥＰＡ等が発効し簡易税率よりもＥＰＡ税率の税率水準のほうが低くなったこと、及び、

・　適用除外品目の申告の割合が多くなっていること

を背景として、極めて利用率が低い状況にあることから、本制度の目的である貿易円滑化の機能を回復すべく、ＥＰＡ税率等を踏まえた税率水準や、適用除外品目の見直しを検討することが適当である。（後略）